

「事務所ニュース・サービス」の規約変更等について

会員 各位

拝啓 初秋の候、会員の皆様におかれましては、ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。また日頃より格別のご高配を賜り、心より感謝申し上げます。

厳しい経済情勢にあつて、皆様の顧客企業に果たす役割はますます重要になっていると存じます。弊社も、事務所ニュースの提供を通じ、皆様の事業のお役に立てるよう一層のサービスの充実に努めてまいります。

さて、創刊以来、会員数も着実に増えてまいりましたが、皆様のご要望に沿うべく、事務所ニュースの発行に若干の修正を重ねてまいりました。

まずは、お届けの日程について、毎月「前月末ごろ」から「前月中ごろ」に前倒ししました。

そして、印刷業者とも、印刷方法や料金について交渉を重ね、自由タイトルの版の再作成について、業者への支払額を下げることができました。

そこで、次のとおり規約変更等を行ないますので、お知らせいたします。

①印刷日程の前倒しによる変更届の締め切りの変更

- ・印刷部数の変更 前々月（発送月の前月）末日まで
- ・自由タイトルの変更 前々月（発送月の前月）の25日まで
- ・共通タイトルの名入れの変更 前月（発送月）の5日まで

②規約の改定

- ・自由タイトルの契約期間途中での再作成について料金の値下げ
- ・その他

なお規約の改定は、別紙（裏面）のとおり、平成22年9月15日付をもちまして実施致します。規約変更に関するご質問などございましたら、お気軽にお問合せください。

これからも、会員の皆様へのサービスの充実と「事務所ニュース」の品質の向上に努めてまいります所存です。

末文ではございますが、皆様のますますのご発展をお祈り申し上げます。

敬具

平成22年9月14日

 **事務所ニュース・サービス**

株式会社 ワーク・アビリティ
代表取締役 岡田 良則

別紙

	改定前	改定後
第16条	会員は、「事務所ニュース」原本を第三者へ提供するものとし、当社が承認した場合を除き、 <u>著作権法で認められた私的利用の範囲を超える複製、販売、出版のために利用することはできません。</u>	会員は、「事務所ニュース」原本を第三者へ提供するものとし、当社が承認した場合を除き、 <u>複製（インターネットへの掲載を含む）、転売、出版物への転載のために利用することはできません。</u>
第22条 第2項	(途中省略) ② <u>その他会員の同意を得た場合</u>	(途中省略) ② <u>その他会員の同意を得たとき</u>
第23条	会員と当社の間で訴訟の必要が生じた場合、 <u>東京地方裁判所を会員と当社の第一審の専属的合意管轄裁判所とします。</u>	会員と当社の間で訴訟の必要が生じた場合、 <u>当社の所在地を管轄する地方裁判所または簡易裁判所を管轄裁判所とします。</u>
附 則 第 1 条	この会員規約は、 <u>平成20年11月13日</u> より実施するものとします。	この会員規約は、 <u>平成22年9月15日</u> より実施するものとします。
別 表	(途中省略) ※契約期間の途中でタイトルの再作成をする場合は <u>9,450円</u>	(途中省略) ※契約期間の途中でタイトルの再作成をする場合は <u>2,100円</u>